

Intellectual Property Newsletter No.108

Contents

特許侵害

車両誘導システムに係る発明の構成要件充足性について 地裁・高裁の判断が分かれた事例

知財高裁(1部)令和7年10月20日判決〔車両誘導システム事件〕

審決取消

訂正請求が誤訳の訂正に当たらず、訂正是認められるべきではないとして、 審決を取り消した事例

知財高裁(3部)令和7年10月8日判決〔チャイルドセーフティシート事件〕

商標法

店舗内の麺箱の積み上げ行為等が 商標法2条3項5号の「使用」に当たらないとされた事例

知財高裁(1部)令和7年10月20日判決〔池麺事件〕

著作権法

動画共有サイトにおける通知フォームからの権利侵害通知の不法行為該当性

知財高裁(2部)令和7年10月16日判決〔通知フォーム事件〕

お知らせ

執筆情報のご案内

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

特許侵害

車両誘導システムに係る発明の構成要件充足性について
地裁・高裁の判断が分かれた事例

知財高裁(1部)令和7年10月20日判決(令和7年(ネ)第10043号)裁判所ウェブサイト
〔車両誘導システム事件〕



古庄 俊哉

PROFILE はこちら

1. 事業の概要

本件は、発明の名称を「車両誘導システム」とする特許第6159845号に係る特許権(本件特許権)の特許権者であるX(原告・被控訴人)が、Y(被告・控訴人)が使用する各システム(Y各システム)が本件特許権を侵害すると主張し、損害賠償を求めた事案の控訴審です。

原判決(東京地裁令和5年(ワ)第70079号)は、Xの主張を認め、Yに対して、2億6744万2241円及びこれに対する遅延損害金の支払いを命じる判決を言い渡しました。これに対し、Yが原判決を不服として控訴を提起しました。

控訴審においては、Y各システムが本件各発明の技術的範囲に属するかが争われたほか、本件特許の無効理由の有無や先使用による通常実施権の成否も争点となりましたが、知財高裁は、Y各システムが本件各発明の技術的範囲に属すると判断した原判決を覆して、Y各システムは本件各発明の構成要件Fを充足しないと判断し、原判決中Y敗訴部分を取り消し、Xの請求を棄却するとの判決を言い渡しました。¹

本稿では、構成要件Fに係る知財高裁の判断を中心にご紹介いたします。

¹ 本件各発明の構成要件の分説は以下のとおりです(下線は筆者によります。)。

【請求項1】

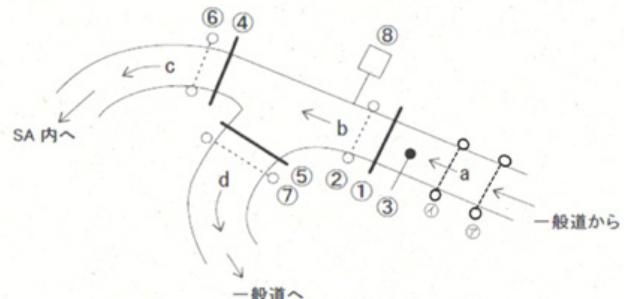
- A 有料道路料金所、サービスエリア又はパーキングエリアに設置されている、ETC車専用出入口から出入りをする車両を誘導するシステムであって、
 - B 前記有料道路料金所、サービスエリア又はパーキングエリアに出入りをする車両を検知する第1の検知手段と、
 - C 前記第1の検知手段に対応して設置された第1の遮断機と、
 - D 車両に搭載されたETC車載器とデータを通信する通信手段と、
 - E 前記通信手段によって受信したデータを認識して、ETCによる料金徴収が可能か判定する判定手段と、
 - F 前記判定手段により判定した結果に従って、ETCによる料金徴収が可能な車両を、ETCゲートを通じて前記有料道路料金所、サービスエリア又はパーキングエリアに入る、または前記有料道路料金所、サービスエリア又はパーキングエリアから出るルートへ通じる第1のレーンへ誘導し、ETCによる料金徴収が不可能な車両を、再度前記ETC車専用出入口手前へ戻るルート又は一般車用出入口に通じる第2のレーンへ誘導する誘導手段と、を備え、
 - G 前記誘導手段は、前記第1のレーンに設けられた第2の遮断機と、前記第2のレーンに設けられた第3の遮断機と、を含み、
 - H さらに、前記第2の遮断機を通過した車両を検知する第2の検知手段と、前記第3の遮断機を通過した車両を検知する第3の検知手段と、を備え、
 - I 前記第1の検知手段により車両の進入が検知された場合、前記車両が通過した後に、前記第1の遮断機を下ろし、前記第2の検知手段により車両の通過が検知された場合、前記車両が通過した後に、前記第2の遮断機を下ろすことを特徴とする
 - J 車両誘導システム。
- 【請求項2】
- K 請求項1のシステムにおいて、さらに、前記第3の検知手段により車両の通過が検知された場合、前記車両が通過した後に、前記第3の遮断機を下ろすことを特徴とする車両誘導システム。

2. 裁判所の判断

(1) Y各システムについて

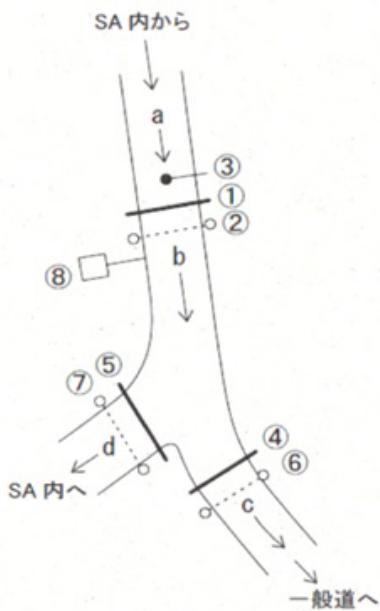
Y各システムは、以下の模式図に示されるような自動車専用道路の主にサービスエリアやパーキングエリアで一般道路と接続するETC専用のスマートインターチェンジに係るシステムです。Y各システムは、③路側無線装置によるETC通信ができない車両であって、係員による処理もできなかった車両は、①発進制御機1、⑤発進制御機3及び⑧路側表示器によって、レーンdに誘導されるという共通の構成を有しています。

<Yシステム1-1(入口側のシステム)>



次ページへ続く ▼

<Yシステム2-2(出口側のシステム)>



(2) 「ETCによる料金徴収が不可能な車両を、再度前記ETC車専用出入口手前へ戻るルート…に通じる第2のレーンに誘導する誘導手段」の充足性についての判断

知財高裁は、Y各システムの一部(Yシステム2-2等)については、レーンdが接続するエリアから、当該車両が進入を試みたETC車専用出口に再度戻る経路(ルート)自体がないと認定し、これらのシステムは構成要件Fの、「ETCによる料金徴収が不可能な車両を、再度前記ETC車専用出入口手前へ戻るルート…に通じる第2のレーン」要件を備えていないと判断しました。

また、知財高裁は、その他のY各システム(Yシステム1-1等)については、レーンdが一般道路又はサービスエリアに接続しており、運転者が自らの意思と判断により、再度ETC車専用出入口手前に到達することは可能であると認定しました。しかし、知財高裁は、構成要件Fの「誘導」とは、目的に向かっていざない導くことを意味するところ、他のY各システムにおいては、レーンdから一般道路又はサービスエリアに接続されるまでの経路(ルート)上にも、接続地点にも、当該車両を再度ETC車専用出入口へ誘導する

標識等がないため、車両がETC車専用出入口手前に誘導されていると評価することは困難であると判断しました。

Xは、構成要件Fの「誘導手段」は、車両を「ETC車専用出入口手前」や「一般車用出入口」まで誘導することを求めていないことなどを主張しましたが、知財高裁は、車両が「第2のレーン」から出た地点から任意の経路を通じて目的地にたどり着き得ることをもって「再度前記ETC車専用出入口手前へ戻るルート又は一般車用出入口に通じる第2のレーンへ誘導する」に当たるとするのは、「第2のレーン」が接続する地点を任意の場所とできるというのと実質的に同義であって、「再度前記ETC車専用出入口手前へ戻るルートに通じる」という発明特定事項を無視するものであり、採用できないと判断しました。

(3) 「ETCによる料金徴収が不可能な車両を、…一般車用出入口に通じる第2のレーンへ誘導する誘導手段」の充足性に関する判断

知財高裁は、Y各システムのレーンdは一般道路、サービスエリア又はパーキングエリアに接続しているところ、Y各システムには、「一般車用出入口」があるとは認められず、Y各システムは「一般車両出入口に通じる第2のレーン」を有していないと判断しました。

Xは、一般車用出入口はシステムが設置された設備に限られず、隣接する別のインターチェンジの一般車用出入口も含まれると主張しましたが、知財高裁は、本件特許に係る明細書には、隣接する別のインターチェンジの一般車用出入口や、そこへの誘導する具体的手段が記載されていないこと、ETCによる料金徴収が不可能な車両が近隣の一般車用出入口を利用することは、スマートインターチェンジの性質上当然のことであって、その車両の走行挙動を本件各発明に係る誘導手段による誘導の結果とみることは困難であることなどを挙げ、構成要件Fの「一般車用出入口」に、本件各発明に係る車両誘導システムが設置されている有料道路料金所、サービスエリア又はパーキングエリアに隣接する別のインターチェンジの一般車用出入口が含まれる

[次ページへ続く ▶](#)

と解することはできないと判示しました。

の参考になるかと思い、ご紹介させていただきました。

(4) 構成要件Fの充足性に関する知財高裁の判断の小括

以上より、知財高裁は、Y各システムは、いずれも、「ETCによる料金徴収が不可能な車両を、再度前記ETC車専用出入口手前へ戻るルート又は一般車用出入口に通じる第2のレーンへ誘導する誘導手段」を備えておらず、本件各発明の構成要件Fを充足しないと判断しました。

3. コメント

東京地裁は、Y各システムにおけるレーンdは、「再度前記ETC車専用出入口手前へ戻るルートに通じる第2のレーン」に該当し、①発進制御機1及び⑤発進制御機3が開く動作及び⑧路側表示器の通行可等の表示は、「第2のレーンへ誘導する誘導手段」に該当すると判示しており、Y各システムが、ETC車専用出入口手前にたどり着き得るレーンdへの誘導手段を備えていることをもって構成要件Fを充足すると判断したものと解されます。

他方、知財高裁は、車両が、「第2のレーン」から出た地点から任意の経路を通じて「ETC車専用出入口手前」や「一般車用出入口」にたどり着き得ることをもって、「再度前記ETC車専用出入口手前へ戻るルート又は一般車用出入口に通じる第2のレーンへ誘導する」に当たるとするのは、「第2のレーン」が接続する地点を任意の場所とできるというのと実質的に同義であって、「再度前記ETC車専用出入口手前へ戻るルート又は一般車用出入口に通じる」という発明特定事項を無視するものと判示しています。この知財高裁の判断は、本件各発明における「第2のレーン」が、「ETC車専用出入口手前へ戻るルート又は一般車用出入口に通じる」ものであるという発明特定事項を厳格に理解すべきことを示しているように思われます。

本件は事例判断ではありますが、構成要件の解釈・充足性について地裁と高裁の判断が分かれた事案として、実務

目次へ戻る



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

審決取消

訂正請求が誤訳の訂正に当たらず、訂正是認められるべきではないとして、審決を取り消した事例

知財高裁(3部)令和7年10月8日判決(令和6年(行ケ)第10100号)裁判所ウェブサイト
〔チャイルドセーフティシート事件〕



重富 貴光

PROFILE はこちら

1. はじめに

本件は、車両シートに取り付けるためのチャイルドセーフティシートに係る発明に関する特許(「本件特許」)の無効審判請求不成立審決に対する審決取消訴訟(「本件訴訟」)です。

件訂正請求における誤訳の訂正を目的とする訂正要件充足性を検討し、その結果、取消事由2には理由があるとして本件審決を取り消しました。以下では、誤訳の訂正を目的とする訂正要件充足性判断部分をご紹介します。

2. 本件訴訟に至るまでの手続経過

本件訴訟に至るまでに、以下の手続経過を辿っています。

請求人Xが無効審判請求→本件特許の特許権者Yが訂正請求(「前件訂正請求」)→特許庁が訂正を認めて無効審判請求不成立審決(「前件審決」)→Xが審決取消訴訟提起→裁判所が前件審決を取消す判決(「前訴判決」)→差戻し後の無効審判請求事件においてYが訂正請求(「本件訂正請求」)→特許庁が訂正を認めて無効審判請求不成立審決(「本件審決」)→Xが本件訴訟提起

4. 裁判所の判断

(1)特許法134条の2第1項ただし書き2号に定める誤訳の訂正に当たるための要件

誤訳の訂正を目的とする訂正は、平成6年法律第116号による特許法の改正において、外国語を日本語に翻訳する過程での誤訳があった場合に、外国語による記載内容をもとに誤訳を訂正することができないと発明の適切な保護が図れないとする問題を解消するため、新たに導入された外国語書面出願制度(特許法36条の2)において、特許請求の範囲を実質的に拡張又は変更しないこと等を条件として認められたものであり、外国語特許出願についても同様に認められたものである。このように、誤訳の訂正を目的とする訂正を認めた趣旨に照らすと、誤訳の訂正とは、翻訳により生じた記載上の誤りを、原文の記載内容をもとに訂正するものをいい、その他特許法134条の2第9項で準用される同法126条5項、同条6項等の訂正要件を満たすものに限り、許されるものと解される。

外国語特許出願に係る特許の無効審判請求における訂正請求において、特許法134条の2第1項ただし書き2号に定める誤訳の訂正に当たるためには、①国際出願における国際出願の明細書、(特許)請求の範囲又は図面(特許法184条の19。「原文」)の記載と、設定登録時(訂正審判による訂正があ

3. 本件訴訟における取消事由2

Xは、本件訴訟において、取消事由2として、本件訂正請求に関し、訂正要件判断の誤りを主張しました。

本件訂正請求は、訂正事項の1つ(訂正事項7)として、外国語でされた国際特許出願(外国語特許出願)。特許法184条の4第1項)の明細書記載の「linear」を「直線的」と翻訳していた明細書等(「本件明細書等」)の記載について、誤訳の訂正を目的として「直接的」とする訂正を含むものでした¹。Xが主張した取消事由2は、この訂正は、誤訳の訂正を目的とするものは認められないというものです。

裁判所は、事案に鑑み取消事由2から判断する²として、本

¹ 具体的には、段落【0008】に関し、「子供の側部から直線的に離れて、子供の体に入る代わりに」という記載を、「子供の体に直接的に伝達するのではなく、子供の体のそばを通り過ぎて」という記載に訂正するものです。

² 取消事由1は、訂正事項7としての誤訳の訂正(「直接的」とする訂正)が認められることを前提として、発明と主引用発明との相違点(「直接的」との発明特定事項を含む相違点)の容易想到性判断の誤りを含んでおり、取消事由2の成否は、取消事由1成否判断の前提となるといえます。

次ページへ続く ▼

れば訂正後)の明細書、特許請求の範囲又は図面の記載の意味が、翻訳の誤り(誤訳)により異なること、②訂正後の記載は、原文の記載の意味を表すものとして、両記載の意味が一致すること、の二つの要件を満たすことが必要であると解される(それぞれ要件①、要件②)。

(2)本件訂正に係る訂正事項7の誤訳の訂正の訂正要件充足性

本件訂正に係る訂正事項7における訂正是、原文における「linear」が「直線的」と翻訳されていた本件訂正前の本件明細書等の段落【0008】の記載を、誤訳の訂正を目的として「直接的」とする訂正事項を含むものであった。Yは、上記訂正事項に関し、「直線的」という単一の訳語のみに着目し、それ自体が誤訳だったために「直接的」という訳語に訂正したものではなく、全体として意味内容が原文に忠実となることを目的としたものであると主張している。

しかしながら、辞書によれば、「linear」は、「直線状の、線状の」という意味を有すると認められる。そして、Yは、前件訂正請求において、段落【0008】の上記「直線的」に係る記載を訂正の対象としていないどころか、誤訳の訂正を理由とする取下みなし訂正請求の訂正事項…において、本件該当原文の2か所の「linear」という文言を「直線的」と訳すことを明示的に内容に含む訂正を求めており、それが原文の正しい翻訳である旨を主張していたところである。このような事情に鑑みれば、原文の「linear」という文言を明細書において「直線的」と訳した場合に、原文の記載と明細書の記載の意味が異なるとは認められない。…そうすると、訂正事項7においては、訂正前の本件明細書等の「直線的」の意味が、翻訳の誤りにより原文の「linear」の意味と異なるものということはできないから、要件①を満たすものといえない上に、訂正後の記載が原文の記載の意味を表すものと一致するものともいえないから、要件②も満たさない。

以上によれば、訂正事項7の訂正前の「直線的」との記載の

原文は「linear」であるところ、これを「直接的」の誤訳であるとして、その訂正を求めるることは、誤訳の訂正の要件を充足せず、訂正事項7は特許法134条の2第1項ただし書き2号に定める誤訳の訂正には当たらないと認められる。

5. コメント

外国語特許出願に係る特許について、特許無効審判における訂正請求として、外国語を日本語に翻訳する際の誤訳の訂正をすることができます(特許法134条の2第1項ただし書き2号)。裁判所は、当該法条における誤訳の訂正の意義を明らかにするとともに、誤訳の訂正に当たるための要件として、上記4(1)の要件①及び要件②を定立しています。

そのうえで、裁判所は、本件訂正に係る訂正事項7における訂正(「linear」に関する誤訳の訂正)を検討し、辞書的意義に照らして翻訳の誤りとはいえないことに加えて、Yの所為(本件訂正請求に先立つ前件訂正請求では、むしろ、「linear」を「直線的」と訳すことを明示的に内容に含む訂正を求めるとともに、「直線的」との訳が正しい翻訳であると主張していたこと)に鑑み、要件①を満たすとはいはず、かつ、訂正後の記載(「直接的」)が原文(「linear」)の記載を意味するものと一致するとはいえないとして要件②も満たさないと判断しました。

本件は、事例判決ではあるものの、誤訳の訂正に当たるための要件を詳細に検討した判決として実務上参考になるものと思料します。

目次へ戻る



商標法

店舗内の麺箱の積み上げ行為等が 商標法2条3項5号の「使用」に当たらないとされた事例

知財高裁(1部)令和7年10月20日判決(令和7年(行ケ)第10032号)裁判所ウェブサイト
〔池麺事件〕



秋田 康博

PROFILE はこちら

1. 事業の概要

Yが有する本件商標A(「池麺」の文字を標準文字により表してなるもの。指定商品等を第43類「宿泊施設の提供、飲食物の提供」とする。登録番号第5716665号。)、本件商標B(登録番号第4741943号)及び本件商標C(登録番号第5710894号)について、Xが、商標法50条1項(不使用による商標登録の取消し)に基づく商標登録取消審判請求をしたのに対し、特許庁は、本件商標Aにつき不成立審決を、本件商標B及びCについては取消審決をしました。

本件は、本件商標Aについての審決を不服としたXと、本件商標B及びCについての審決を不服としたYのそれぞれが、各審決の取消しを求めて提起した審決取消訴訟です。

2. 争点

本件の争点は、Yが、要証期間内に本件各商標に係る指定商品等について本件各商標を使用していたか否かです。

本稿では、このうち本件商標Aに関する、要証期間(令和2年1月23日～令和5年1月22日)内の「使用」のうち、商標法2条3項5号(役務の提供の用に供する物に標章を付したもの役務の提供のために展示する行為)該当性に関する争点に対する判断を取り上げます。

3. 不成立審決での特許庁の判断

上記争点に関して、Yは、Yが営む飲食店(本件店舗)において、「池麺」の文字(本件使用標章)を側面に表示した麺箱を、店内や店の入り口等に設置して「展示」したことが、商標法2条3項5号に該当する旨主張しました。特許庁は、Yは本件店舗においてラーメン等の飲食物を提供していたところ、本件店舗内には、令和3年3月頃及び同年12月頃に、Yが制作した、側面に「池麺」の文字(本件使用標章)と「KINGKONG」の文字とを、

やや空白を設けて「池麺 KINGKONG」と横書きした表示等が付された麺箱(本件麺箱)が、取引者である製麺業者や需要者である顧客から見える状態で本件店舗内に積まれていたこと等を指摘して、本件使用標章を含む表示が付された本件麺箱を本件店舗内において取引者や需要者がから視認できる状態で積む行為は、商標法2条3項5号に該当すると判断しました。問し、箱型船に再度取り付けている(本件メンテナンス行為)。

4. 裁判所の判断

裁判所は、以下のとおり、商標法50条1項における「使用」は、出所表示機能、自他商品識別機能を果たす形態としての使用であることを要するとした上で、前記3の特許庁の判断を否定し、Yが主張する行為は商標法2条3項5号に該当せず、また出所表示機能等を果たす形態での使用でもないとして、本件商標Aに係る不成立審決を取り消しました。

(1) 商標法2条3項5号該当性

- ✓ 本件店舗は「滝野川大勝軒」との名称であるが、従前、「池麺 KINGKONG」との名称のラーメン店を営んでいた。
- ✓ 本件使用標章を含む「池麺 KINGKONG」の表示が付された本件麺箱が、取引者である製麺業者や需要者である顧客から見える状態で本件店舗内に積まれていた。
- ✓ 本件店舗の店舗表示、店頭看板、のれん、メニュー等には本件使用標章は使用されていない。
- ✓ 本件店舗内の様子が確認できたウェブサイト上の写真43件中、本件麺箱の積み上げが確認できたのは6件のみであり、その積み上げられていた場所にはビール箱等が積み上げられていたこともあった。
- ✓ 上記事実によると、「本件麺箱に記載されている「池麺

次ページへ続く ▶

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

KINGKONGとの標章は旧店舗名であり、本件麺箱は旧店舗が営業していた際に同店舗内において積み上げられていたことがあるのであるから、本件店舗内において積み上げられていた本件麺箱は、旧店舗において麺箱として利用されていたものが、本件店舗においても引き続いて利用され、それが、本件店舗内において積み上げられていたものと認められる。しかも、本件麺箱が積み上げられていた場所は本件店舗の隅である上、常に積み上げられていたわけではなく、同じ場所にビール箱等が積み上げられていたこともあったことからすると、本件麺箱が積み上げられていたのは一時的なものであったと認められる。そして、本件店舗の店舗表示、店頭看板、のれん、メニュー、飲食物を盛る丼等の器、箸袋、コップ等には、「滝野川大勝軒」又は「大勝軒」との標章が付されており、本件使用標章が付されていたのは本件麺箱のみであつたことも認められる。」

- ✓ そうすると、Yが主張する本件店舗内における本件麺箱の積み上げ行為(本件積み上げ行為)は、既に閉店した旧店舗において利用され、同店舗名が記載された本件麺箱が、異なる店名である本件店舗において利用され、本件店舗の隅に一時的に積み上げられていたということのみにとどまる。また、「池麺 KINGKONG」がYの新ブランドやセカンドブランドとして取引者又は需要者において知られていたとも認められない。
- ✓ したがって、本件積み上げ行為は、「役務の提供の用に供する物に標章を付したもの役務の提供のために展示する行為」に該当するとは認められない。

(2) 商標法50条1項の「使用」

- ✓ 商標法50条1項における「使用」に関して、「商標法上、商標の本質的機能は、自他商品又は役務の識別機能にあると解するのが相当であるから(法3条参照)、法50条1項にいう「登録商標の使用」というためには、当該登録商標

が商品又は役務の出所を表示し、自他商品又は役務を識別するものと取引者及び需要者において認識し得る態様で使用されることを要すると解するのが相当である。」

- ✓ 本件積み上げ行為につき、出所を表示し、自他商品又は役務を識別するものと取引者及び需要者において認識し得る態様で使用されているとも認められない。

5. コメント

本判決は、上記のとおり特許庁の判断を否定し、本件商標Aの使用を認めず、特許庁による不成立審決を取り消しました。

商標法50条1項の「使用」について、出所表示機能、自他識別機能を果たす形態での使用であることを要するか否かは争いがあるところですが、本判決はこれを必要と判断しました。

また、商標法2条3項5号該当性につき、審決は、麺箱がラーメンの麺の接受等に使用されるものであり、使用役務である「飲食物の提供」との関係においては、役務の提供の用に供する物に該当するとなどとして、本件使用標章が付された麺箱が顧客等から見える状態で積まれていたことをもって、これを肯定しました。しかしながら本判決は、本件店舗において本件使用標章が付された本件麺箱が用いられている経緯や、本件使用標章が他の物品に用いられているか、実際の展示状況等を具体的に検討し、これを否定しました。

解釈に争いがある商標法50条1項の使用に関する判断として、また店内に商標が付された物品を設置している場合でも商標法2条3項5号該当性が否定されることがあるという例として参考になると思われましたので、紹介する次第です。

目次へ戻る



著作権法

動画共有サイトにおける通知フォームからの権利侵害通知の不法行為該当性

石津 真二
PROFILE はこちら

知財高裁(2部)令和7年10月16日判決(令和7年(ネ)第10037号)裁判所ウェブサイト
〔通知フォーム事件〕

1. 事業の概要

本件は、原告らが、被告に対し、被告がインターネット上の動画共有サイトであるYouTube(「ユーチューブ」)を運営するGoogle LLC(「グーグル」)に対して、原告らがユーチューブにおいて投稿した動画について、ユーチューブにおける動画の投稿が著作権侵害、プライバシー侵害又は名誉毀損に該当することを通知するための各フォームから通知をしたことが違法であると主張して、民法709条に基づき、損害賠償を求めた事案です。

本件では、著作権侵害フォームからの通知においては著作権侵害に係る内容は記載されておりませんでした。実際にはパブリシティ権に係る内容の通知がなされており、「その他の法的問題」をカバーするフォームは存在するものの、被告は当該フォームではなく著作権侵害フォームを用いていました。原告らは、著作権侵害フォームからの通知がなされた場合、グーグルが米国DMCAに準拠した手続きに則り原則として動画を削除する一方で申請の却下は例外であるから、通知者は通知が正確であることを確認したうえで通知を行う注意義務を負っていたと主張しました。

原告らは、プライバシー侵害通知フォームからの通知において被告の氏名が用いられていることを被告が通知したことに関し、100万人を超える登録者が存在するユーチューバーである被告の氏名はプライバシーに該当しないと主張しました。また、原告らは名誉毀損通知フォームからの被告による通知内容に関しても、被告は名誉毀損又は侮辱に当たらない内容を通知したと主張しました。

さらに、原告らは、被告による一連の通知は、原告らの表現活動を委縮させる目的であったとも主張しました。

2. 裁判所の判断

結論として、原審(東京地裁)、知財高裁とともに、原告らの請求を棄却しました。以下では、知財高裁で引用された原審の判断内容をも踏まえ、知財高裁の判断内容を紹介いたします(下線は筆者によります。)。

まず、知財高裁は、著作権侵害通知フォームによる通知に關し、以下のとおり判断しました。

- ✓ グーグルは、著作権侵害通知フォームの必要事項に記載があれば無条件に削除していたわけではなく、一定の審査を行っていたこと、グーグルには、利用規約上、契約違反や第三者に損害を与える場合などコンテンツの内容が相当ではないと合理的に判断した場合には、独自の裁量によりコンテンツを削除する権利が留保されていたことを踏まえれば、著作権以外の権利の侵害の疑いがある場合において、本来利用すべきフォームではなく、著作権侵害通知フォームを利用して通知をしたからといって、直ちに通知の対象者との関係で、違法な行為をしたということはできない。
- ✓ ただし、グーグルに対して著作権侵害通知フォームからの通知がされた場合には、動画を投稿した者は、相応の対応をする必要があり、対応をしなかった場合には当該動画を削除されたり、チャンネル全体を削除されたりするおそれがあるものといえる。そうすると、ユーチューブにおいて動画を投稿した者の表現活動や事業活動を妨害するなど、専ら不当な目的で著作権侵害通知フォームからの通知がされた場合、通知の回数、内容及び態様によっては、上記通知をすることが、当該動画を投稿した者の法律上保護される利益を侵害するものとして違法となる余地がある。
- ✓ もっとも、原告らが被告の氏名等を無断で 使用したり、

次ページへ続く ▶

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

強く批判する言動を複数回行うなど、被告の利益を侵害する可能性のある行為をしていたことが認められる以上、被告がグーグルに権利侵害の通知をすることは、「専ら不当な目的」によるものとまでは認めることはできない。

次に、知財高裁は、プライバシー侵害通知フォームによる通知に関し、以下のとおり判断しました。

- ✓ グーグルは、プライバシー侵害通知フォームから通知する際に、自分のプライバシー又は安全性が侵害されている場合や自分が取り上げられて不快を感じている場合に、自分の氏名ないし画像が映っていることを通知することを求めていたりとどまり、当該通知に係る動画の内容が、法律上のプライバシー権侵害に当たることまでは求めていないというべきである。
- ✓ そうすると、法律上のプライバシー権侵害に当たる事実がないのにプライバシー侵害通知フォームから通知することが、通知の対象者との関係で、直ちに違法であるということはできない。
- ✓ 少なくとも動画に被告の氏名が使用されていたこと等を踏まえると、被告がことさらに虚偽の事実や法律関係に基づく通知をしたとは認められず、被告が「専ら不当な目的」でプライバシー侵害通知フォームからの通知をしたと認めることができない。

さらに、知財高裁は、名誉毀損通知フォームによる通知に関し、以下のとおり判断しました。

- ✓ グーグルは、名誉毀損通知フォームから通知する際に、動画中の文言を特定して、当該文言により自らが誹謗中傷されていることを通知することを求めていたりとどまり、当該通知に係る動画の内容が、法律上の名誉毀損ないし侮辱に当たることまでは求めていないというべきである。
- ✓ そうすると、法律上の名誉毀損ないし侮辱に当たる事実がないのに名誉毀損通知フォームから通知することが、通知の対象者との関係で、直ちに違法であるということ

はできない。

✓ 通知において報告する文言の内容には、「やっていることが実際詐欺」「詐欺師かIQ3以下の無能」「絶対に成功しない」等といった名誉毀損又は侮辱を構成する可能性のある表現が記載されていたことから、名誉毀損通知フォームの悪用に当たるとする余地もない。

3. コメント

本判決は事例判決ですが、著作権・パブリシティ権・商標権・プライバシー権等の自らの権利が侵害されていると考える場合において、動画共有サイトにおける報告・通知をする場合には、報告・通知に関する動画共有サイト側の対応に関する規約等の内容との関係で、通知の法的正確性をどの程度事前に確認しておくべきかが判断されるとした点において、一定の参考になると思われますので、ご紹介する次第です。

目次へ戻る





執筆情報のご案内

「上告受理申立て中の訂正審決確定の再審事由該当性〔ナイフの加工装置〕」

執筆者 | 重富貴光

書籍名 | 別冊ジュリストNo.275 特許判例百選〔第6版〕

出版日 | 2025年11月25日

出版社等 | 株式会社有斐閣

目次へ戻る



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。